

## 1. 議事日程

[平成30年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目]

平成30年12月10日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 議案第74号 広島県市町総合事務組合規約の変更について                                 |
| 日程第4  | 議案第75号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5  | 議案第76号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第6  | 議案第77号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第7  | 議案第78号 安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例                              |
| 日程第8  | 議案第79号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第9  | 議案第80号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例                  |
| 日程第10 | 議案第81号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第11 | 議案第82号 工事請負契約の変更について（可愛小学校既存校舎改修工事）                         |
| 日程第12 | 議案第83号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）                             |
| 日程第13 | 議案第84号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                       |
| 日程第14 | 議案第85号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第15 | 議案第86号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）                         |
| 日程第16 | 議案第87号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第17 | 議案第88号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第18 | 議案第89号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第19 | 議案第90号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第20 | 議案第91号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）                           |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番	新田和明	2番	芦田宏治
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	岩崎猛	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	小島佳宏



午前10時00分 開会

○先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
さきの第1回臨時会において、選任いたしました議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。  
議会運営委員長に児玉史則君、同副委員長に前重昌敬君、以上でございます。  
そのほかの件については、議会事務局長より報告いたさせます。  
岩崎事務局長。

○岩崎事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、4件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、平成30年9月分、及び10月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長

おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

平成30年第4回定例会の運営につきまして、去る12月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月21日までの12日間といたしました。

議事の都合により、12月11日並びに12月15日から12月20日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案18件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第83号から第91号までの9件につきましては、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第78号から第80号の3件につきましては総務企画常任委員会へ、議案第81号につきましては産業建設常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、12月3日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、8人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月12日を5人、13日を3人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長

お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第74号 広島県市町総合事務組合理約の変更について

○先川議長

日程第3、議案第74号「広島県市町総合事務組合理約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

おはようございます。

本日、平成30年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用の中、御参集賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、条例関係9議案、予算関係9議案、合わせて18議案を提出させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

議案第74号「広島県市町総合事務組合同規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本市が加入しております広島県市町総合事務組合同規約について、平成31年4月1日から宮島競艇施行組合が宮島ボートレース企業団に名称を変更することに伴って、組合同規約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第74号「広島県市町総合事務組合同規約の変更について」要点の説明をいたします。

議案書にあわせ、説明資料を提出をしておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

このたびの規約変更の趣旨でございますが、広島県市町総合事務組合同の構成団体であります宮島競艇施行組合が事業運営の効率化を図るため、平成31年4月1日から地方公営企業法の全部適用へ移行されるに当たり、名称を宮島ボートレース企業団へ変更することから、組合同規約の変更を行うものでございます。

次に広島県市町総合事務組合同規約の変更案新旧対照表でございます。右が現行、左が変更案になります。

そのうち別表1第2条関係で、組合を組織する構成団体のうち、宮島競艇施行組合が名称変更し、宮島ボートレース企業団とする変更案でございます。同様に別表2、第3条関係の表中1、及び2において、同様の変更とする案でございます。

次に議案書のほうをお願いをいたします。

議案書のほうの中段あたりに、議会議決を受ける根拠を記述しております。地方自治法第286条第1項の規定は、規約の変更の手續について、また記述の最後にあります同法第290条の規定は、規約の変更に当たっては加入組織のそれぞれの議会議決が必要である旨が規定をされているところでございまして、このことを根拠として、本定例会に議案を提出しているところでございます。

なお、規約の施行日は平成31年4月1日からとされております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第74号「広島県市町総合事務組合規約の変更について」  
の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第75号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市  
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第5 議案第76号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅  
費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第77号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関す  
る条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第4、議案第75号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸  
高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条  
例」の件から、日程第6、議案第77号「安芸高田市議会の議員の報酬及  
び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一  
括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第75号から議案第77号までの3議案について一括して提案理由の  
御説明を申し上げます。

最初に、議案第75号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高  
田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」  
についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告、広島県人事委員会の勧告及び県内他市の  
状況を踏まえ、民間給与との較差を是正するため、給与の月額、宿日直  
手当、勤勉手当の支給月数引き上げのため、本市職員の給与に関する条  
例等について、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第76号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び  
旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明  
申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するた  
め、一般職において、賞与の支給月数を引き上げることにした措置を、  
常勤の特別職においても適用するため、所要の改定を行うものでありま  
す。

次に、議案第77号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職及び常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を、市議会議員においても適用するため、所要の改定を行うものでございます。

以上、3議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第75号から議案第77号までの3議案について、要点の説明をいたします。

3議案に共通いたします説明資料を提出しておりますので、そちらの説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、基本的には本年8月10日に出されました人事院勧告に基づくもの、あるいは準ずるものとして改正をするものでございます。

Iの給与勧告制度の基本的な考え方として、上段枠内に人事院勧告の意義と役割について、記述をしております。そのうち(2)にありますように、勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると位置づけられています。

また、その下(3)にありますように、給与水準は経済・雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるとされております。

これらのことから、給与水準が上がる時も、また下がる時であっても人事院勧告を尊重することを原則として来ておるところでございます。

次に、下段枠内は「本市の取り扱いについて」でございます。

地方自治体公務員におきましては、国の人事院にかわる機関として、人事委員会が設置されることとなりますが、本市の人口規模からこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととされています。

このとき、本市の給料表は、国家公務員の俸給表を準用していることから、給与設計は人事院勧告及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であるとされているところがございます。

なお、給与決定にあたっては、地方公務員法に4つの原則がうたわれております。情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則、条例主義、

このようなことを考慮することとされております。

2ページをお願いいたします。

Ⅱの民間給与との較差に基づく給与決定では、本年における民間給与の実態を調査した調査客体の状況を表で示しております。

その調査の結果としまして、下の段のほうになりますが、月例級で公務が0.16%下回っていた。またボーナスでは公務が0.06月分下回っていたとの報告となっております。

3ページをお願いいたします。

これらの勧告を踏まえ、本年の給与改定の内容と考え方について枠内に整理をしております。

まず、月例給は民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、行政職において1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても、1,000円程度の改定を、その他は400円の引き上げを基本に改定し、全体では平均0.2%の改定率とし、本市も行政職とこれとほぼ同等の内容で消防職にこれを採用いたします。

この改定に伴う影響範囲は、平成30年4月1日にさかのぼって支給をすること、対象は全職員であること、また影響額は約313万5,000円であることとなっております。

次にボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うように、現行の4.40月から0.05月引き上げ、4.45月とし、その引き上げ分は勤勉手当に配分することといたします。この措置も月例給同様、本市の行政職及び消防職で採用をいたします。

なお、下段の表は平成30年度において6月期の期末手当、勤勉手当が支給済みであることから、引き上げ分の0.05月は12月の勤勉手当に加算することとし、平成31年度以降は6月と12月の勤勉手当に均等に割り振ることを示すもので、以降説明をいたします再任用職員、任期付職員及び常勤の特別職及び市議会議員において、同様の手法で支給をしていくための改正条例案といたしております。

4ページをお願いいたします。

再任用職員につきましては、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行2.30月を2.35月といたします。

次に任期付職員につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行3.30月を3.35月といたします。

次に、市長・副市長・教育長の三役を指します常勤の特別職及び市議会議員につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行4.40月を4.45月といたします。

この改定に伴う影響範囲は、条例施行後、及び補正予算成立後の支給であること、対象は再任用職員及び特別職を含む全職員、並びに市議会議員であること。また影響額が約777万4,000円であるとなっております。

5ページをお願いいたします。

上段の表は、平成16年合併以降の人事院勧告の状況を示した表でござ

います。参考としていただきたいと思います。

次にⅢの給与制度の改正等でございますが、給与制度の改正は大きく分けて2回の見直しがされております。直近では、平成26年度の人事院勧告による見直しが平成27年4月においてされておりました、下のグラフ表はそのときの内容を示すものでございます。当時の人事院の調査では、左のグラフ表のとおり、民間賃金の低い地域においては民間と比べ公務が2%高く、逆に東京都では公務が民間より低いとの結果から、右のグラフ表のとおり公務員の平均賃金を2%引き下げ、その部分を地域手当として配分することとされ、地域手当が最大で20%の支給率となっております。

なお、安芸高田市は、この地域手当支給地域対象外でありますので、結果的には平均2%の引き下げのみ適用されることとなっております。

6ページをお願いいたします。

平成26年の人事院勧告では、同時に世代間の給与配分の見直しも実施されております。先ほど申し上げましたように、平均では2%の引き下げでありましたが、世代間においては若年層は引き下げ率を低く抑えるかわりに、50歳代後半層では最大4%の引き下げをすることとされております。

その下、3の地域間世代間の給与配分の見直しによる給与表の引き下げに伴う経過措置、いわゆる激変緩和措置についてでございます。この措置も平成27年度から適用しておりました、本年で4年目、あと1年の措置を予定しております。

7ページをお願いいたします。

次に過去に行ってきた地域間の給与配分の見直しについてでございます。

平成17年の人事院勧告に基づき、平成18年4月から実施した内容になりますが、このときの改定は現行の調整手当にかえて、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して、地域手当を支給することとされ、このときに初めて地域手当という考え方が導入されました。具体的な内容は、さらに枠内で記述しておりますように、グラフ表の下に記述しておりますように、①で俸給表の水準をこのときには4.8%引き上げること、②で地域手当を3%から最高で18%支給すること、③で結果として安芸高田市内に勤務する職員は、地域手当の支給対象ではありませんでしたので、実質平均で4.8%の引き下げのみとなっております。

以上、直近では平成27年、過去には平成18年と2回にわたる給与制度の見直しがされている状況でございます。

なお、Vその他の勧告で主な事項をまとめておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明資料のほうの説明は終わりました、議案第75号、議案の本体のほうの説明をさせていただきます。

議案第75号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般

職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の1ページをお願いいたします。

新旧対照表で、右が改正前、左が改正後になります。

第23条のほうは宿日直手当の改正でございます。

このたびの人事院勧告に伴い、国家公務員の給与法改正の中で、宿日直手当の改正もなされておりまして、これに準拠しております本市の手当についても同様の改正を行うもので、1ページの改正後で4,400円の手当、これは通常の宿日直手当の改正分でございます。

2ページをお願いいたします。

同じく改正後の金額で、6,600円を支給する手当は、午前の半日勤務をした職員が午後5時に日直勤務についた後、引き続き午後5時15分から翌日の午前8時半までの宿日直勤務についた場合は、手当を1.5倍とするものでございます。

なお本市では、現在職員による宿日直は実施しておりませんので、適用する職員はございません。

次に、第29条の勤勉手当の改正でございます。

先ほど説明資料で説明をいたしましたように、左の改正後で、第1号は職員の12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げること、及び第2号では再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げる内容でございます。

次に、別表1行政職給料表の改正は、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度、またその他は400円の引き上げを行い、平均で約0.2%の引き上げを行う内容で、次の3ページから7ページ上段までが一般職、一般行政職、また別表2消防職給料表につきましては、初任給を1,700円引き上げるほかは、行政職と同様の改正で、7ページ中段から12ページ中段までが具体的な改正内容を示すものでございます。

また、再任用職員の給料表につきましては、先ほどのそれぞれの給料表の最下段に示しておりまして、それぞれ400円を引き上げる内容を記述しておるものでございます。

次に、12ページの中段下あたりからになります。改正条例第2条安芸高田市職員の給与に関する条例の一部改正で、第26条期末手当及び第29条勤勉手当の改正は、平成31年度以降のそれぞれの支給月数を示すもので、先ほど説明しました説明資料の3ページ下段、及び4ページの最上段の表で説明しております行政職及び消防職及び再任用職員に適用する条項でございます。

次に、14ページをお開きください。

改正条例第3条は、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条において特定任期付職員給与月額を勧告に基づき、1号から3号までを1,000円引き上げる内容でございます。なお、特定任期付職員とは高度の専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事させるために採用するもののことを指し、現在本市では該当する

職員はおりません。

次に第8条の改正は第2項において、期末手当の支給月数を100分の165から100分の170とし、0.05月引き上げる内容でございます。

次に15ページ、改正条例第4条は先ほど改正条例第3条で改正いたしました条例を施行期日をかえて再度改正をするもので、第8条第2項において、平成31年4月1日以降は6月期も12月期も同じ100分の167.5を支給する内容となっており、これも説明資料の4ページ中段の表の改正の内容を示すものでございます。

次に16ページをお願いいたします。

16ページ、附則第1条第1項は施行期日を定めるもので、基本的には公布の日からとなりますが、第2条、第4条の改正は平成31年4月1日を施行日といたします。

次に、第2項は平均で0.2%引き上げることとした給与月額の部分の給与月額分の支給は、平成30年4月1日にさかのぼって支給する内容でございます。

次に第2条給与の内払に関する記述は、先に述べた平成30年4月1日にさかのぼって給与を支給すること、勤勉手当については6月期を既に支払っていることから、これまで支払った給与分は内払であったことを示す内容でございます。

次に議案第76号をお願いをいたします。

議案第76号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の要点の説明をいたします。

2ページをお願いをいたします。

上段第4条通勤手当等の改正は、常勤の特別職の期末手当について、職員に準じて0.05月引き上げ、100分の227.5を100分の232.5とする内容でございます。

次に改正条例第2条は第1条で改正した条例を施行期日をかえて再度改正するもので、平成31年4月1日以降、6月期と12月期の期末手当はいずれも100分の222.5とする内容でございます。

これも説明資料4ページ中段下の常勤の特別職及び市議会議員の場合の支給月数を示すものとなります。

次に3ページをお願いいたします。

附則につきましては、基本的には先ほどの職員と同様の内容でございますが、第2項で平成30年12月1日を適用としている部分は、特別職においては給料月額の改定がないことから、期末手当支給に係る基準日となっている12月1日にさかのぼり適用することといたします。

次に、議案第77号をお願いいたします。

議案第77号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の要点の説明をいたします。

1ページ下段から2ページをお願いいたします。

市議会議員の期末手当について、職員及び常勤の特別職に準じて、

0. 05月引き上げ、100分の227.5を100分の232.5とする内容でございます。

次に改正条例第2条は第1条で改正した条例を施行期日をかえて再度改正するもので、平成31年4月1日以降6月期と12月期の期末手当はいずれも100分の222.5とする内容でございます。

次に3ページをお願いいたします。

附則につきましては、先ほど要点で説明をいたしました常勤の特別職と同じ内容でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 議案76号と77号についてお伺いいたします。

今回の人事院勧告、毎年出てくるわけではございますが、一般職員、公務員への労働基本権が制約されているということで出てくるものでございます。それについて、76号、常勤の特別職、そして77号、議会議員に対して一般職では勤勉手当を期末手当として準用されるわけですが、これは地方自治法においてどのように定義づけられているのかお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 先ほど説明資料の中でも申し上げましたように、あくまでもこの人事院勧告を尊重してこれを適用していくという、義務的にこれが課せられておるのは、一般職だけでございます。したがって、議員御指摘の常勤の特別職及び市議会議員におきましては、特にこれが義務化されておることはございませんで、地方自治法の規定の中にもそういったことはございませんで、基本的には条例で定めるということでございますから、このたび条例の改正でこれを提出しております。特別職の76号、77号につきましては条例でこれを定めることとなっておりますので、提出しております。

基本的には常勤の特別職、いわゆる市長・副市長・教育長の給与と市議会議員の皆さんの報酬、これらは合併来よりどころとしておりますのは他市の状況、あるいは財政状況、あるいは議会議員さんの数とか定数とか、そういったところを参考にしながら他市との均衡を図ってきておりますので、それと見比べたときにこのたびの賞与についても人事院勧告に準ずる一般職と同様に適用するのが適当ではないかということで、3議案を提出しておるところでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案3件は委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本3件を個別に討論、採決を行います。  
まず、議案第75号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。  
8番 児玉史則君。

○児玉議員 私は議案第75号に対して反対討論を行います。

社会情勢、経済情勢、あるいは民間の状況を見られて、人事院勧告が勧告されるわけですが、そういったことで今回の給与改定のアップというのは、そこに私は異論は全くありません。アップということには異論はありませんが、ただ、一律、皆さんが上がるという考え方に反対の考え方を述べさせていただきます。

特に今回は勤勉手当ということですから、以前から申し上げておりますように、やはり頑張った職員と、あるいは頑張らなかつた職員との差はついて、私はこの勤勉手当というのは当たり前だろうと思います。また、先ほどもありましたが、その他の勧告等ということで、職員が意欲を持ってということがあるんですが、やはり意欲を持ってもらおうと思うと、モチベーションをつけて、モチベーションを上げていこうと思うと、やはり給与の頑張った人と、頑張っていない人の差がつくのは、そういったことがないと非常にモチベーションアップにつながらないんじゃないかと思います。

今の人事評価システムと給与システム、これらをしっかりと結びつけた新たな給与体系というものが、これからは必要になってくるんじゃないかと思います。そういったことが、今回のこの議案には記述がありませんので、そういう考え方が入っておりませんので、反対をして討論とさせていただきます。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。  
次に反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 このたびの第76号議案について、反対討論いたします。

人事院は一般職の勤勉手当の引き上げを行うように勧告しているというふうに考えますが、市長等の特別職についてはその性質上、給与は独自に決めるべきものであり、このたびの期末手当を引き上げようとする条例改正案は一般職の勤勉手当引き上げ勧告に準用したものと云わざるを得ません。さらに、市の財政状況も財政調整基金の取り崩しなど、大変厳しい状況が続く中、災害からの復旧など、さまざまな行政課題を解消し、市民生活を向上するためにも身を律していく必要があると考えます。

地方自治法においては、この人事院勧告については、職員についてはしなければならない。しかしながら、常勤の特別職、議会議員においては、できるというふうに定義づけられております。この言葉の意味、しなければならないとできるというのは、かなり大きな違いがございます。できるは、しなくてもよい、してもよい。そこは自分たちで決めなさいというところで、そこにもって行って、この状況下の中で準用することがいかなものかと考えます。

以上の理由から、人事院勧告を準用して市職員と同様に引き上げを行うことは適切ではないと考え、第76号議案に反対いたします。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

次に反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第77号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。  
5番 山根温子さん。

○山根議員 77号についても反対の立場から討論いたします。  
市議会議員についても、その性質上、報酬は独自に決めるべきものであり、このたびの議会議員の期末手当を引き上げようとする条例改正案は勧告を準用したものと云わざるを得ません。また、市の財政状況も財政調整基金の取り崩しなど、大変厳しい状況であり、市民生活の向上に向けて常勤の特別職及び議会議員を合わせて49万円という影響額、財政規模からみればたかが49万円、いえいえされど49万円でございます。まずはできるところから、市政にかかわり議決権を与えられている私たちが身を律していく必要があると考えます。

以上の理由から、人事院勧告を準用し市職員と同様に引き上げを行うべきではないと考え、第77号議案に反対いたします。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。  
次に反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第77号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第78号 安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例

○先川議長 日程第7、議案第78号「安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第78号「安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

公職選挙法第46条の2第1項の規定に基づき、安芸高田市市長選挙において、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除き、投票用紙に氏名が

印刷された公職の候補者のうち、その投票をしようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に「○」の記号を記載して投票することとしている投票方法を廃止いたし、同法第46条第1項に規定する投票用紙に、公職の候補者一人の名前を自書する方法とするものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

これは総務企画常任委員会に付託されるんですけど、この形式ですよ。これは何か市民のところからあったのか、いろいろなことの御意見があったのか。その点、執行部のほうで把握されているなら、お聞きしたいです。

○先川議長

答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

特に市民の方からこのことについて御指摘を受けたり、このような改正がいいんじゃないかということの希望であったりということで、このたびの条例改正案を提出をさせていただいておるというわけではございませんで、説明資料の中にもありますように、今、期日前投票という形の投票は、かなり率が上がってきて、投票者数がふえております。

基本的に期日前投票は、記号式投票を用いることができないため、自書する投票で期日前投票をしております。そういったことからすると、自書型の名前が書いてある投票用紙も当然選挙の中では、投票の中では出てまいりますので、例えばメリットとしてありましたのは、「○」を書いて投票する記号式のメリットとしましては、開票の手順が簡単になるということで、これを取り入れた部分もありますが、なかなかその部分がもう既に自書式がどうしてもふえてくるということと、それと今は読み取り機というのがかなり正確にできるようになりましたので、自書式であっても「○」記号式であっても、読み取り機によって機械がかなり正確に読んでまいりますので、開票が早い、遅いというのは余り関係なくなってきたおること。

最後に、基本的には記号式投票というのは、特例でありまして、候補者の名前を書くというのが投票の基本とされておりますので、もともとの基本の部分に戻していくのがいいのではないかとということで提案をさせていただいておるという状況でございます。

○先川議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審議することにいたします。

日程第8 議案第79号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第8、議案第79号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第79号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、都道府県または市の議会議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会の拡充のため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとされ、市の議会議員の選挙については、市の条例の定めるところにより、そのビラの作成について、無料とすることができるとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第9 議案第80号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第9、議案第80号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律等が、平成31年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第81号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第10、議案第81号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第81号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現在、本市が企業誘致の一環として実施しておりますサテライトオフィス等誘致事業において、進出する民間事業者より、向原駅舎の空きスペースをサテライトオフィスの事務所として開設する意向を受け、これまでの設置目的等を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第82号 工事請負契約の変更について(可愛小学校既存校舎改修工事)

- 先川議長 日程第11、議案第82号「工事請負契約の変更について(可愛小学校既存校舎改修工事)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第82号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成30年議案第57号により議決を得た可愛小学校既存校舎改修工事の契約の金額2億2,982万4,000円を2億3,194万1,880円に改めることについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 この際、担当教育次長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第82号「工事請負契約の変更について（可愛小学校既存校舎改修工事）」の説明の前に、議案書に合わせてお配りをしております説明資料によりまして、要点の御説明を申し上げます。

説明資料の裏面をお願いいたします。

本案は、可愛小学校既存校舎改修工事の請負契約を変更することにつきまして、今般変更内容が確定をいたしましたので、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

当該、改修工事の内容でございますが、契約日は本年6月26日、工期は本年6月27日から来年3月15日まで。契約の相手方は株式会社砂原組安芸高田営業所。契約の金額は、当初契約金額が2億2,982万4,000円、このたび議決をお願いしたい変更契約金額が2億3,194万1,880円で、211万7,880円の増額でございます。

次に、本工事の概要でございますが、校舎につきましては外壁の補修、空調設備の設置、更新、トイレの洋式化、電灯設備の更新のほか、配膳室、放課後児童クラブへの出入り口として使用いたします第2玄関、42.54平米の増築工事を行っているところでございます。また、体育館につきましても、電灯設備の更新を行っております。

次に、主たる変更内容等の概要でございます。

1点目、外壁打ち継ぎ目地等打ちかえの追加でございます。施工時の外壁調査によりまして、外壁打ち継ぎ目地の打ちかえの必要が確認をされたことから、同工事を追加いたしました。

2点目、既存受電設備の変更でございます。変圧器の交換を行う際、新たなふぐあい箇所が確認をされたため、受電設備の更新工事を追加いたしました。

3点目、百葉箱の更新でございます。工事施工期間中に既存百葉箱のふぐあいを確認をされたため、百葉箱の更新工事を追加をいたしました。

4点目、工期の延長でございます。学校との工程協議によりまして、授業を優先をするための工程計画とするため、工期末を当初1月31日までとしていたところを、43日間延長し、3月15日といたしました。

5点目、体育館照明の仕様変更でございます。体育館の照明につきまして、体育活動中のまぶしさ低減のため、体育館照明の仕様を変更いたしました。

主な変更概要については以上でございます。

それでは、議案をごらんいただきたいと思います。

議案第82号「工事請負契約の変更について」でございます。

先ほど説明をいたしましたように、本年6月定例会におきまして、議決をいただいております可愛小学校既存校舎改修工事の請負契約について、契約の金額2億2,982万4,000円を2億3,194万1,880円に変更すること

について議会の議決を求めるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

主たる変更概要についての5番目の体育館照明の仕様変更ということで、もう少し具体的にどういったものに変更したのか、あるいは額、そして今後もそういった照明器具に全体的にしていくのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長

体育館照明の仕様変更の件でございますが、現在の体育館照明が少しまぶしいということで、まぶしさ低減のための体育館照明に拡散パネルを設置をする工事でございます。また、照度を確保するための仕様を若干変更したということで、金額的には30万円程度の工事内容でございます。

以上でございます。

○先川議長

答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

では照明器具そのものを変えていくということじゃないというふうに捉えてよろしいですか。

○先川議長

答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長

はい、そのように理解をしていただいて結構だと思います。

○先川議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号「工事請負契約の変更について（可愛小学校既存校舎改修工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第83号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第13 議案第84号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第85号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第86号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第87号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第88号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第89号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第90号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○先川議長 日程第12、議案第83号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第20、議案第91号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第83号から議案第91号までの9議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第83号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,614万8,000円を追加し、予算の総額を241億9,049万6,000円とするものであります。

次に、議案第84号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,135万5,000円を追加し、予算の総額を34億552万1,000円とするものであります。

次に、議案第85号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,601万2,000円を追加し、予算の総額を4億5,609万2,000円とするものであります。

次に、議案第86号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,676万7,000円を追加し、予算の総額を46億1,679万6,000円とするものであります。

次に、議案第87号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、予算の総額を2億8,610万3,000円とするものであります。

次に、議案第88号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、予算の総額を8億6,373万4,000円とするものであります。

次に、議案第89号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ487万円を追加し、予算の総額を5億1,783万3,000円とするものであります。

次に、議案第90号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ226万8,000円を追加し、予算の総額を3億5,677万3,000円とするものであります。

次に、議案第91号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業収益を1,100万円増額し、営業外収益を8万2,000円減額し、特別利益を338万7,000円増額し、支出につきましては、営業費用を1,019万6,000円増額し、予備費を410万9,000円増額をするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきましては、建設改良費の事業費を調整するものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,523万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,906万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5,086万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,530万4,000円で補填をするものであります。

次に議会の議決を得なければ、流用することのできない経費、職員の給与につきましては、28万円を増額し、4,979万2,000円とするものであります。

以上、9議案につきまして、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

議案第83号について、明日、予算決算特別委員会がございませうけれど

も、提案そのものに少し疑義がありますので聞きたいと思います。

予算書の35ページの観光振興に要する経費、観光振興事業費の委託料600万円の内容について、詳細についての説明をまず求めたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 35ページの一番下にあります観光費の13節の委託料、調査業務委託料の600万円につきましてでございますが、これは田んぼアート事業の測量及び調査に要する費用でございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 この田んぼアートについては全員協議会で提案、説明をされましたけれども、そのときにも各議員の皆さんから、私も申し上げましたが、内容についてかなり質疑があったと思います。内容については時期的なことも含めて、もう少し慎重な検討が必要じゃないかというふうなことが総合的にはあったと思いますが、その辺も検討された上で、この時期に提案をされるということなのかどうか。私はこの時期にするべきじゃないというふうに考えておりますが。なぜこの時期の補正予算に出されたのかを再度お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 こちらのほうの測量でございますが、これは今事業を進めている候補地における測量、平面の測量、縦横断を測量の調査もやるようにしております。これにつきましては、今の計画におきましては、再来年度開業に向けてということで、今年度その測量を発注することによって、来年度、設計、また基本設計、詳細設計を来年度やる予定としておりますが、その先からしましたら、測量を今年度中に済ましておかないと、来年度、設計、また工事発注に向けてまでできないということから、測量のほうを先行してやっていくものでございます。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 先ほども申し上げましたように、全員協議会でも時期も含めて、もう少し慎重に、あるいはうしろを決めずにしっかりとした取り組みをするためには、さらにいろんな議論、調査が必要じゃないかというふうに意見があったんですが、このことについては全く受けとめたような話ではないと思うんですね。開業する予定がこうだから、この時期にしないといけないという、予定どおりいけばそうでしょうけれども。

あれほどの全員協での説明に対する意見があったことをどのように受けとめていくのかというのは、この時期の提案ではなかなか見えてこな

いという気がするんですね。予算を通してしまえば、全体の計画がそのまま進むということにもなりかねませんから、明日の特別委員会でも協議はしますけれども、この時期の提案というのは、私は時期尚早じゃないかというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 田んぼアート事業につきましては、説明の早かったとか、遅かったというのはあるんですけども、今の時期に道の駅とか、よくしてやらないと、この辺の活性化も非常に効果がないという判断で今動いておるところでございます。

運営につきましても、高宮の湯の森とか、湯治村とは違いまして、地元のほうの自主運営とかですね、行政の感覚を少しは少なくしてということなんで、経費につきましても、3億ということじゃなしに、過疎債を使うたら、実質支出は8,000万とかそういう金額になるということで、そのことも市の金を使わなくても一般的な寄附を募るとか、こういう努力をしてみたいと。こういう総合的な中で、このことはできればオリンピックとかそういうような事業がありますんで、これを踏まえてやったほうが一番適切と判断して、この時期に提案をしているところでございます。

議員の皆様方、金が高いじゃないかとか、3億がどうかという議論もございましてけれども、非常に経費の支出は極力抑えることを努力することを前提に、こういうことをやっていきたいと。この時期を逃したら、またオリンピックも過ぎてしもうたら何のことかわからんと。時期につきましても、市内どこどこということがあるんですけども、やっぱり交通量の多い54号線のほうが効果が高いんじゃないかと。そのことを踏まえながら、今ある湯の森とか、湯治村とか、川根とか、そういうところの連携とっていったほうが、より効果が出るんじゃないかという判断で、このたび予算を提出させてもらいましたんで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

非常にこの事業というのは、今まで安芸高田市でやってきた事業と全然違うということで、やり方も。全然行政におんぶにだっこということじゃなしに、そういうような民間協力というのが望めますんで、極力行政の負担を少なくしながら、この活性化につなげて努力していきたいということでございまして、御理解のほどよろしく申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時22分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○先 川 議 長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告をいたします。

総務企画常任委員長に、宍戸邦夫君。同じく副委員長に、新田和明君。  
文教厚生常任委員長に、秋田雅朝君。同じく副委員長に、玉井直子さん。

産業建設常任委員長に、熊高昌三君。同じく副委員長に、芦田宏治君。  
予算決算常任委員長に、青原敏治君。同じく副委員長に、大下正幸君。  
以上でございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月12日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員